平成２３年（フ）第６７号
北海道富良野市朝日町11番17号　池田マンション２Ｆ
破産者　川面　博文
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１００号
北海道旭川市８条通７丁目2431番地の12　ロータリービル８．７―501号室
破産者　高橋　初一
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０１号
北海道旭川市８条通７丁目2431番地の12　ロータリービル８．７―501号室
破産者　高橋　順子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４号
北海道旭川市１条通21丁目１番地の25　121　ハイツＢ棟205号室
破産者　畠中　佳織（旧姓二関）
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８９号
北海道旭川市９条通９丁目2489番地　セントラルハイツ501号
破産者　西野　賢昭
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１００号
盛岡市新庄字瀬戸22番地４
破産者　川村　獲也
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１４１号
横浜市西区中央１丁目１番10号　栗原荘１階
破産者　高橋　國昭
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８０号
岐阜県大垣市築捨町３丁目72番地１　メゾン浅野Ｂ110号室
破産者　伊藤　昭夫
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
岐阜県大垣市綾野５丁目125番地165
破産者　西村　達也
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
静岡県湖西市白須賀1110番地の４
破産者　渡邉　恭子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
兵庫県神戸市垂水区平磯２丁目２番６号、住民票上の住所兵庫県加東市山国1947番地４の１
破産者　柴田　裕次
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第４５１号
岡山県倉敷市真備町箭田889番地
破産者　小川　牧子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
岡山県倉敷市西富井1072番地31
破産者　本田　友志
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
熊本県天草市河浦町宮野河内2064番地３
破産者　岩崎　　淳
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第２３６号
宮崎県都城市年見町12街区27号　サンパーク年見803号
破産者　時盛　正治
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第６３号
宮崎県都城市関之尾町7221番地266
破産者　石塚ノリ子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始の取消決定確定

平成２３年（ソラ）第１１号（基本事件平成２３年（フ）第２９６号）
滋賀県草津市東草津３丁目10番32号、住民票上の住所大津市瀬田１丁目23番９号
抗告人（破産者）　礒田よし江
1　主文　平成23年７月26日午前10時にした破産手続開始決定を取り消す。
2　決定確定日　平成23年８月30日
大津地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２２２号
山梨県笛吹市春日居町国府436番地83　佐藤住宅２号室
破産者　小山　栄造
1　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
2　一般調査期日　平成23年９月29日午前10時　平成23年９月１日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５５１号
大阪府東大阪市横小路町５丁目１番14―608号
破産者　福山　済子
1　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
2　一般調査期日　平成23年10月24日午後３時30分　平成23年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部